



# 九条はらまち

福島県「はらまち九条の会」会報 No.288

2016(平成28)年9月15日(木)発行

## 来春3月、双葉地区の5高校が休校に

●原発事故で双葉地区の5つの高校が、来年3月、最後の生徒が卒業し、休校(実は廃校ではないのか)になります。母校がなくなる同窓生にとって悔しさははかり知れません。●一挙に5つの高校が消えてしまうなんて理不尽に過ぎます。

### 創立年・高校(最後の在籍生徒数)

- 1923(大正12)年・双葉高校(双葉町・11名)
- 1927(昭和2)年・浪江高校(浪江町・14名)
- 1954(昭和29)年・富岡高校(富岡町・62名)
- 1958(昭和33)年・双葉翔陽高(楮葉町・12名)
- 1948(昭和23)年・浪江高津島校(浪江町・12)

〇5月、市当局により『日本国憲法』冊子が配布されましたが、市議会の一般質問のようすが8月1日発行の「みなみそうま市議会だより」Vol. 42に、下記のように掲載されています。

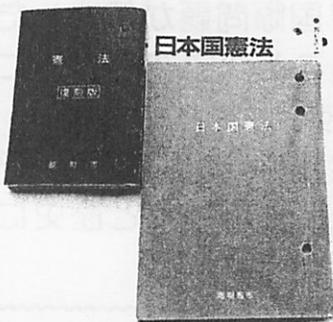
## 一般質問 一問一答

市長の今度の災害対応と、これからの日本のありようについて見解を伺う。

5月に市長のもとで日本国憲法の冊子を全世帯に配布した。震災から6年目に入り、原発事故による地域設定により市民の公正性が問われているなかで、憲法冊子を配布した意味は大変大きいものである。市民に日本国憲法を自覚するものとして責任を果たす意識を醸成することが何より意義があると考える。



水井 清光 議員



南相馬市が配布した日本国憲法小冊子

障は、国民の自由や権利に対する国家権力の侵害を防止すると云うことを目的にしていると思う。震災・原発事故によって憲法で保障された人権の大切さと云うものを改めて痛感させられた。加えて、平和であることの大切さも必要性として考えさせられた。市民の皆様に、憲法で保障する権利の保持と自覚を促すことを目的に、日本国憲法小冊子を配布させていただいた。

## 日本国憲法小冊子 全世帯配布

### 質問を終えて

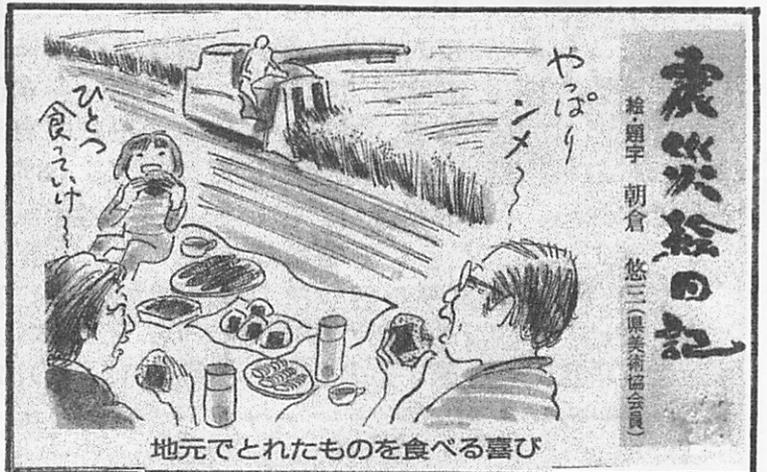
日本国憲法に云う主権在民、基本的人権、永久平和の三つの理念と人それぞれの生存権。

- ① その他の質問は
- ② ロボット産業の集積
- ③ 学校教育の強化は
- ④ 介護職員が長期間働くことへの条件整備

## 「震災絵日記」を高く評価

鹿島区の画家朝倉悠三さんは、震災年の夏から『福島民報』みんなのひろば欄に、震災や原発事故の風刺漫画を連載中です。9月3日、広島大准教授のロナルド・スチュワートさんが朝倉さんのアトリエを訪れ、その描き方や臆(おく)さない風刺や批判ぶりを非常に高く評価されたそうです。(9月9日『福島民報』)朝倉さんははらまち九条の会会員。シンボルマークをデザインし「鳩を抱く少女」を描かれています。

## ▼9月11日『福島民報』の「震災絵日記」



震災絵日記  
絵・朝倉 悠三(眞美美術協会員)

地元でとれたものを食べる喜び



どう思いますか？

『朝日新聞』の投書「改憲派から護憲派へ3点質問」より

- ① 憲法9条だけで戦争は防げるのか
- ② 平和維持は、日米安保や自衛隊のおかげではないのか
- ③ 北朝鮮や中国への抑止力としての軍事力は必要だ

(8月11日『朝日新聞』投書)

8月11日の朝日新聞に<上>のような投書があり、9月14日の同新聞には4名の異論・反論などが載っていました。要旨のみ簡単にまとめてみます。

1. 戦争を仕掛けられないように、外交や安全保障政策で対応しておくことだ。
2. 平和が続いた理由はいろいろある。でも9条がなければ日本がベトナム戦争や朝鮮戦争に巻き込まれ、日本の若者も血を流していたのではないか。
3. 軍事の抑止力に依存することは、紛争の危険を高めることになる。
4. 武力を放棄し交戦権否認の国に、先制攻撃する国はあるだろうか。
5. 戦争体験者の思いが戦後の平和を支えてきた。
6. 自衛のための軍備はある程度必要と思う。
7. 9条だけで戦争回避はできない。9条の理念を国際社会に広めることだ。
8. 9条がなければ日本は米国の戦争に巻き込まれていた。平和の理念と軍事力の共存は、日本だけでなく国際社会がかかえる矛盾です。
9. 軍事力で戦争が避けられることはなく、軍事力で国際問題が解決した例はない。平和のため日本は欧米とは違う手法を取ることができる立場にあり、日本国憲法をもっと積極的に使いこなすべきです。
10. 9条を改変すれば、中国・北朝鮮に軍拡の口実を与え、北東アジア情勢は流動化しかねない。日本は侵略や植民地支配など、きちんと歴史に向き合えば、中国・北朝鮮と正常な関係が成立する。



■どの新聞でも「投書」がくせもので、厳しい政権批判など自社記事や社説で言えないことを投書で代弁させるのか。時々保守的な地方紙なのに、辛辣な投書をよく見かけたり…。



## 「日本国憲法」の精神に通じる「五輪憲章」

◇平和の祭典リオ・オリンピック、各国選手の活躍に感動された方も多いことでしょう。◇ところで、五輪憲章第6章には「オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競技であり、国家間の競争ではない」とあり、日本国憲法第13条の「個人の尊重」と同じで、オリンピックと日本国憲法の精神、平和の希求などは通じるものがある言われています。(8月23日『朝日新聞』志田陽子氏の談話)

◇ですから、「日本頑張れ」よりも「〇〇選手頑張れ」と応援すべきですが、どうしても私たちは、日本の選手だけを応援したり、日本のメダル数や日の丸、君が代にこだわりがちです。まして、個々の選手が中心ですから「アベマリオ」など政治家が得意気に登場するのは大きな場違い、との批判も強い。

